

大 樋 焼 考

— 前田家文書の紹介 —

〔序〕

加賀藩では、初代藩主前田利家による藩政の確立以来、三代藩主利常や五代藩主綱紀など、文化事業に意を注ぎ、海外の文物を収集し、美術工芸を保護育成する政策をとり、また積極的に京文化をはじめ諸国の文化を導入し、加賀文化の建設を計ったのと、加賀藩は自然環境と美術工芸資源に恵まれていたので、やがて加賀蒔絵や加賀友禅・加賀象眼など加賀百萬石の美術工芸の華が咲き誇る時代を現出するが、大樋焼もその加賀工芸を代表するものの一つに数えられている。

確かに大樋焼は、京都の楽焼の流れを汲む加賀の楽焼の一つとして、茶人の間では有名である。しかし、その調査研究は明治以降ほとんど進展していない。大樋焼の正系以外のいわゆる「大樋の脇窯」といわれる窯の工人も相当数活躍しており、中には加登屋政吉や加藤長寿など大樋正系歴代に劣らぬ優れた技量の陶工もいるが、それらの人達の伝記等の基礎的な調査研究は全く行なわれていない。

また、正系についても、各代の作品の研究は、まだまだ不十分で印譜も何種類かのものが流布しているが、そのほとんどが信頼することのできないものである。

大樋焼が茶陶として発展してきた焼物であり今日まで茶道という限られた世界に閉じ込められたままで、研究者の関心を誘うこともなく、展覧会で系統的に展観してそれぞれの作品を比較検討する機会があま

りなかったのと、いま一つは大樋正系の七代道忠が明治三十二年に歿し、その業統を奈良理吉が譲り受けた時、歴代の印譜等が正確に伝わらなかったことなどが、大樋焼の研究の遅れや混乱を招いたのである。

本稿は、前田家所蔵の『陶器叢書』の中に採録されている大樋焼関係文書を中心に、金沢市立図書館蔵の『職工由緒』等を参考に、先づ文献の上から大樋焼の流れを見ることにしたい。

〔大樋焼の概要〕

大樋焼は、寛文六年加賀五代藩主前田綱紀が、京都より茶道の師匠千宗室（仙叟）を藩に招いた折、京都二條瓦町に住み、楽一入に師事して楽焼を学んだ陶工長左衛門を「ちゃわん師」として同道した。長左衛門は金沢の近郊卯辰山の麓、河北郡大樋村（現・金沢市大樋町）に窯を築き、主に春日山や河北郡法光寺の粘土を用いて、千宗室の意匠による楽焼の茶器を製したのが始まりで、大樋村に居住していたので「大樋」を姓とした。正徳二年正月二十一日歿し、玄明一乗居士と諡せられ、月心寺に葬られた。これを大樋の初代と称している。

以後、二代・長左衛門は前田吉徳と宗辰。三代・勘兵衛は重熙と重教。四代・勘兵衛は治修と齋広。五代・勘兵衛は齋広。六代・朔太郎は齋泰。七代・道忠は慶寧にそれぞれ碌仕して茶器を調進した。

明治維新に際し道忠は、代々藩より貸与されていた陶器用地を、山

木 村 弘 道

ノ上村々役人へ返納せしめられ、且つ給祿を絶たれ一時廃業し、明治十七年金沢区春日町に移り再び業を営んだが、子に業を嗣ぐ者がなく、明治三十二年に道忠が歿し、大樋の正系は断絶した。しかし、その業統は幸いに弟子の奈良理吉により継承されることになり、理吉は八代大樋宗春と称した。当代は宗春の子で昭和二年九代目を襲名した。

大樋焼の釉薬には黒もあるが、ほとんどが赤黄色で光沢のある釉薬のもので、それが飴に似ているので俗にこの釉薬を「大樋の飴釉」と呼び、大樋焼の最もな特色となっている。

大樋焼は茶陶が主体であるが、後には日用雑器も製し、幕末には正系以外のもの十余家を数えるに至った。

〔大樋家の祖先〕

大樋家の祖先に関して、伝来の記録等には特に見るべきものは無いが、『陶器叢書』や『職工由緒』に収録されている、明治十七年に大樋道忠が石川県勸業課に呈出した『石川県大樋窯履歴』には、次のように記載してある。その内容の信憑性については問題も多いが、参考のため二・三の關係文献を添えて紹介しよう。

石川県大樋窯履歴

寛平法皇雜掌勘解由次官長五道安五代孫

元祖

長三安敏

瑠璃玉一顆此時代ヨリ持伝へ候モノニテ安敏へ賜リシモノト口牌
右安敏ハ菅公ニ仕官筑紫御左遷ノ時河内国ニ随ヒ畢ニ同国土師村ニ
居住ス之ニ依テ代々地名ヲ以テ氏トナス

土師長三安紀

安紀儀父安敏ノ家名相統土師村ニ居住シ昌泰延喜ノ頃ヨリ陶器製造
ヲ以テ業トス

- 三代 土師長五安高
- 四代 土師長五高次
- 五代 土師長三高年

- 六代 土師長五年武
- 七代 土師長三高親
- 八代 土師長次高久
- 九代 土師長三親尚
- 十代 土師長五高人
- 十一代 土師長二高宗
- 十二代 土師長二年直
- 後醍醐天皇吉野行幸ノ時楠正成ニ随ヒ金剛山ニ到リ建武三年正成湊川ニ討死ノ後再ヒ土師村ニ歸リ蟄居ス南帝ノ御器ヲ作ル
- 觀応二年正月歿ス
- 十三代 土師長三高道
- 貞和五年楠正行ニ随ヒ吉野ニアリ
- 文和四年四月歿ス
- 十四代 土師長七道勝
- 応安元年南北朝御和睦後再ヒ本国河内国ニ居住ス
- 永和三年十月三日歿ス
- 十五代 土師長六道則
- 河内国土師村ニ居住ヲ構ヘ陶器ヲ作り諸所へ出ス
- 応永二十五年八月十二日歿ス
- 十六代 土師長左衛門道時
- 當時諸国乱世ニ依テ所々ニ流浪ス
- 十七代 土師長左衛門道吉
- 文明八年諸国始テ静謐ニ依リ本国土師村ニ歸リ再ヒ本業陶器作ヲナス
- 文明十年十月二十三日歿ス
- 十八代 土師長左衛門
- 永正二年三月二十二日歿ス
- 十九代 土師長左衛門
- 永祿四年五月二十五日歿ス

二十代 土師長左衛門

永祿八年初テ京都ニ出ル天正十年京都ノ乱ニ依テ再ヒ河内国ニ帰村ス

永祿十二年二月九日歿ス

二十一代 土師勘兵衛

元和四年六月十七日歿ス

二十二代 土師長左衛門

承応三年十月二十一日歿ス

以上が大樋家の祖先に関する伝来であるが、大正十四年金沢市役所発行の『稿本 金沢市史 工芸編第一』の一四六頁には「亀尾記(略)を本として、ことさらに敷衍したるものかといへり、」と云っている。

この『亀の尾の記』は序跋もなく、著者の名も載せていないが、弘化四年八月に歿した加賀藩士柴野美啓の著述といわれ、金沢の各町名の由来や神社仏閣の来歴から、高祿の藩士の系譜や家伝等をも記した書物で、大樋焼については「陶工 大樋長左衛門 先祖菅神の臣にして、河内国土師に住せり。代々陶工にして、当国へ徴され大樋に居し、尚業をなす。又陶土を卯辰山清水・大師塚辺にて給ふ。大樋焼とて名あり。中にも香合・茶碗は国産とす。官にも献ぜらるよし。菅神を信じ、毎年三月・九月こゝに祭る。」とある。

なお、金沢の明治の郷土史家森田柿園は、その著『金沢古蹟志』の中で大樋家の先祖について次のよう述べている。

○陶器師長左衛門伝

世人大樋長左衛門と呼べり。楽焼の祖にして、赤楽の茶器を焼きて大樋焼と称す。亀尾記に云ふ。大樋長左衛門が先祖は、菅神の隨身にして、河内国土師に住せり。代々陶工を業としけるが、往昔加州へ呼び寄せられ、大樋に居住して陶器師を家業となしけり。其陶工をば卯辰山清水土師塚の辺にて取れり。此陶土此地より出るが故に、此地辺に居住せしとぞ。今茶人大樋焼と称し賞翫す。中にも香合・茶碗は、国産とて藩侯より幕府へ進献せらるゝとぞ。長左衛門家は初

祖以来の縁故を以て、殊に代々菅神を尊崇し、毎歳三月・九月を例

祭となし、爰に祭典を執行す。といへり。平次按ずるに、河内国の土師は、河内国名所記に、志紀郡土師里道明尼寺の本堂に天穂日命社あり。菅家の祖神なり。牛頭天王・婆利賽女を併せ祭る。河内志

に云ふ。天夷鳥命神祠、天安二年二月授_二從五位下_一、今称_二天王_一。当村の生土神となし、例祭九月廿二日也。とあり。古事記伝にも、此神社は志紀郡道明寺村にあり。道明寺は一名土師寺ともいへり。

即土師郷これなり。おもふに、続日本紀に、神護景雲三年十二月河内国志紀郡人外從五位下土師連智賜_二姓宿禰_一。と見江たれば、大樋長左衛門も河内国志紀郡土師氏の子孫にて、曩祖野見宿禰の遺業に依りて、埴輪を造れるより起りたるものなり。埴輪亦名_二立物_一と日本紀に見江、私記に山陵縁辺作_二埴人形_一立_二車輪_一者也。とありて、

垂仁天皇の時に土師氏の祖野見宿禰の奏言によりて始れるよし日本紀に見江、是に依て土師の姓を賜ひ、後菅原の姓を賜はりたり。右の故事より起りて、土師里にて土焼の器をなしたりけん。延喜式の主計式に、河内国志紀贄土師範など多く載せられたる也。されば大樋長左衛門が祖先も、河内国志紀郡土師郷道明寺村の地に居住して、土焼の陶器を家業となしけるにより、我が藩侯の召に依りて初めて加賀国へ下向し、春日山の陶土を見立て、居を大樋に卜し、爰に代々居住して、陶器の鼻祖と成り連綿せしなるべし。

〔大樋焼の開窯と系譜〕

大樋焼の開窯に関しては、嘉永六年十二月に五代大樋勘兵衛が、加賀藩の家老渡辺小隼人・戸田右近に差し出した次の由緒書の記事が最も詳しく、研究資料として貴重なものである。

『大樋家由緒書』

後醍醐天皇御土器師、土師長二年、直十二代目孫

大樋家由緒書

一高祖父

土師長左衛門

長左衛門儀、明暦二年京都二条瓦町ニ居住仕り罷り在り候処、寛文六年三月

松雲様御代、千宗室御当地之召寄せられ候節、同道仕り罷り越し貞享三年八月、宗室帰京之節、御国居住の儀願ひ奉り候処、願え通り御聞届け、金沢町端大樋居住仕り、焼物御用相勤め罷り在り候処、地名大樋を苗字ニ相名乗度段、願ひ奉り候処、願之通り御聞届け候処、正徳二年正月に病死仕り候。

また、『石川県大樋窯履歴』には次のように書いてある。

二十三代中祖

大樋長左衛門

明暦二年京都へ出テ、二条瓦町ニ居住セシニ、寛文六年三月、従三位宰相前田綱紀卿ヨリ当加賀国へ被ニ召寄リ、陶器御用種々被ニ仰付一、金沢大樋町ニ居住ス、依テ地名ヲ氏トス、正徳二年正月二十一日歿ス。

この二つの文書により、初代大樋長左衛門が大樋焼開窯の経緯等については明らかとなるが、念のため付け加えれば、仙叟が加賀藩に抱えられたのは、寛文六年より以前のこと、石川県図書館協会版『加賀藩初期の侍帳』の「寛永十九年 小松侍帳」に「一、二百石 三の九 千 宗室」とあるように、寛永十九年に仙叟二十一歳で前田利常に仕官している。

次いで、大樋焼二代以降の系譜は『石川県大樋窯履歴』に七代道忠までが詳細に記述されているが、記事が年代的に少し前後したりする部分等があるので、原文を紹介する前に、ここで一応ごく簡単にまとめておきたい。

二代長左衛門は前田吉徳・宗辰の二侯の命を奉じて製陶し、延享四年八月二十三日歿し、三代以後は勘兵衛と称した。

三代勘兵衛は前田重熙から治修までの間に亘って活躍し、享和二年三月二十六日に歿した。四代勘兵衛は、天明五年七月金谷御殿において製陶の技を前田治修の覧に供し、さらに文政六年には陶製の大獅子を前田齊泰に上り、翌年隠居したが、土庵と号し、なお製陶に従事して

いたが、天保十年十月二十七日歿した。五代勘兵衛は名工の誉れ高く、文政七年家を襲ぎ、同八年三月二人扶持を受け、同十一年正月に藩から河北郡山ノ上村清水に製陶地を貸与せられ、弘化四年三月歩組列の待遇を受け、禄三十俵を給わった。嘉永三年三月二十一日、將軍徳川家慶が江戸本郷の前田邸に臨んだ時、召されて天目茶碗を焼いた。安政三年二月十一日歿。そして、六代朔太郎も同年六月二十五日に歿したので、勘兵衛の弟の道忠がその業統を受けたが、明治三十二年道忠の歿するに及んで、大樋の正系は断絶した。以上が大樋焼の系譜の概略である。次に『石川県大樋窯履歴』の大樋二代以降の全文を紹介する。

二十四代

大樋長左衛門

護国院様 吉徳卿

大庇院様 宗辰卿

右御両殿様へ陶器御用相勤候

延享四年八月二十三日歿ス

二十五代

大樋勘兵衛

謙徳院様 重熙卿

泰雲院様 重教卿

大梁院様 治修卿

右御三殿様へ陶器御用相勤候

享和二年三月二十六日歿ス

二十六代

大樋勘兵衛

御扶持人ト罷成、隠居ノ後、土庵ト号ス

重教卿御代、天明五年七月二十五日、金谷御殿ニ於テ、御茶碗御火入御土器等御目通ニテ細工被ニ仰付一、其上御直ニ御言被ニ下、夫々出来ノ上、被ニ為ニ入ニ御意一、被ニ仰出ニヲ以、銀ニ枚細工道具拝領、其後種々御用相勤候

大梁院様

金龍院様 齊広卿

右御両殿様へ陶器御用相勤、文政五年五月五日、御表御次ニ於テ、銀五百目拝領、同年十二月晦日、二人扶持被_レ下_レ之、同六年七月七日、高サ六尺胴六尺五寸陶器製ノ獅子献上候処、右ニ付、金子五両、運送人夫二十三人二百銅充ノ御目録ヲ以テ、同七月廿九日頂戴、同七年十月三日、六十八歳ニテ隠居奉_レ願候処、願之通り御許容、御用全ク相勤申候

天保十年十月二十七日歿ス

二十七代

大樋勘兵衛

金龍院様御代、父勘兵衛存命中、文化十三年五月十三日陶器御用手伝被_レ仰付、同年十月三日隠居、家督相続仕、文政八年正月廿五日、御表御次并金谷御広敷御用被_レ仰付、同年三月十三日、二人扶持頂戴、同年十二月廿八日、町奉行宮崎信次郎御書立、格別ノ趣ヲ以テ、半役免許被_レ申付、同十一年正月十八日、河北郡山ノ上村領字清水ト申箇所五十坪、陶器御用地トシ、御貸地被_レ仰付候旨、御用番横山山城守殿御書付ヲ以テ、町奉行有賀甚六郎ヨリ被_レ申渡、然ル処、明治元年藩制御改正ニ付、右地所ハ山ノ上村々役人上田作兵衛へ返地致シ候

嘉永三年春、江戸表本郷御邸へ將軍家齊公御成被_レ為_レ在候ニ付、召上り候天目御茶碗、其他種々ノ陶器御用被_レ仰付、右全ク相勤候由ヲ以テ、御表御次浪ノ御間ニ於テ、御目録并ニ金子六百匹拝領、且正二位様齊泰卿御代、文政十一年ヨリ毎年御在府ニハ十一月十九日定日御在国ニハ十二月十九日定日ヲ以テ、年頭大福御茶碗更ニ献上仕度奉_レ願候処、御僉議ノ上、冥加ニ氣付候様被_レ仰付、毎年金子百五拾匹充、年兩度頂戴、弘化四年三月十一日、御作事奉行御壁塗御歩組ニ被_レ仰付、御切米三拾俵被_レ下_レ之、陶器御用兼帯可_レ相勤旨被_レ仰渡、如_レ已前、茶器公辺向御用并御進物御用相勤申候

真龍院様 齊広卿御簾中、鷹司関白
政熙公ノ御姫君

天保九年十一月三日、陶器御用被_レ仰付、且毎年定日大福御茶碗献上ニ付、毎年十二月金子二百匹御扇子頂戴、同十二月五日、御好ヲ

以テ、フリ々々香自作、京都塗物師宗哲製利休好ノ鷲棗、共ニ二品献上候処、殊更ニ御意ニ相叶、金五百匹頂戴

從三位様慶寧卿

天保十二年ヨリ御用相勤、大福御茶碗モ前項同様献上候処、是又毎年兩度金子百五十四匹充頂戴、且隔年御參觀御進物御用相勤候

安政三年二月十一日歿ス

二十八代

大樋朔太郎

父勘兵衛献上候大福御茶碗等手伝相勤候ニ付、父同様、毎年兩度金百五十四匹充頂戴、且父存生中、弘化四年十一月、松ノ御殿陶器御用手伝、嘉永元年七月十三日、御次御用、同二年四月、二御丸御広敷御用、同年十二月廿一日、金谷御殿御次御用アリ、何レモ陶器御用手伝被_レ仰渡、相勤候、

安政三年六月廿五日歿ス

二十九代

大樋道忠

正二位様

從三位様

右毎年御両殿様御參觀ニ付、陶器御用相勤、且安政三年十一月ヨリ、年頭大福御茶碗例歳ノ通り献上、懈怠ナク、御悦ノ故ヲ以テ、御目録并黒梅染ニ反拝領

真龍院様へハ、右同年十二月ヨリ、毎年定日ニテ、大福御茶碗献上、年々御例ノ如ク、金子二百匹頂戴仕、臨時御用相勤

御守殿様 齊泰卿御簾中、太政大臣
徳川家齊公御姫君

文久三年ヨリ、定日ニテ、大福御茶碗献上候処、其時々白銀一枚充頂戴、其外臨時御用相勤候

若御前様 慶寧卿御簾中、筑後
久留米有馬侯御女

文久二年ヨリ右同断、毎年金二百匹充頂戴

從四位様利嗣卿

明治元年ヨリ右同断、頂戴モ亦同シ

禮姫様慶寧卿御女

明治元年ヨリ右同断。

右大樋家陶業ノ系図御取調ニ付伝来ノ尽潤飾ヲ用ヒス写取上申候。

石川県加賀国金沢区大樋町

大樋窯二十九代

大樋道忠

明治十七年十二月

石川県観業課御中